玉名市告示第４１号

玉名市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、土砂災害特別警戒区域等の区域内における土砂災害危険住宅の移転を促進するため、当該土砂災害危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において玉名市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し玉名市補助金等交付規則（平成１７年規則第４０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　土砂災害特別警戒区域等　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「法」という。）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域及び法第４条第１項の規定による基礎調査の結果に基づき土砂災害特別警戒区域に相当する区域として同条第２項の規定により熊本県から通知された区域をいう。

⑵　土砂災害危険住宅　土砂災害特別警戒区域等内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅（賃貸住宅を除く。）の用に供するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、土砂災害危険住宅に居住している者で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当しないものとする。

　（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす土砂災害危険住宅の移転とする。

⑴　除却を行うものであること。ただし、倉庫又は資材置場として利用する場合（床板、床組、階段等を撤去し、住居として利用できない場合に限る。）は、存置することができる。

⑵　法第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域の区域外に移転すること。

⑶　移転先が熊本県内であること。

⑷　除却した後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。

　（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表経費の欄に掲げる経費とする。

　（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費から国、県等の補助金の額を控除した額以内の額とし、３００万円を限度とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類各２通を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　移転事業実施（変更）計画書（様式第２号）

⑵　土砂災害危険住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真

⑶　申請者の住民票

⑷　移転先の住宅の位置図及び敷地の現況写真

⑸　補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し

⑹　資金計画書

⑺　承諾書(様式第３号)

　（申請者が土砂災害危険住宅の所有者又は土地の所有者でないときに限る）

⑻　跡地管理誓約書（様式第４号）

⑼　除却延期住宅除却誓約書（様式第４号の２）（公共土木施設災害復旧事業の適用範囲となる災害により土砂災害危険住宅が被災し、補助金の交付の申請日の属する年度の末日までに当該土砂災害危険住宅の除却ができない場合に限る。）

⑽　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付決定通知書（様式第５号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（着手届）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付に係る事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、遅滞なく着手届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（変更の申請等）

第１０条　補助事業者は、申請した内容を変更しようとするときは、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金変更承認申請書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

⑴　交付決定通知書の写し

⑵　移転事業実施（変更）計画書

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金変更承認通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了期日の変更）

第１１条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、完了期日変更報告書（様式第９号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して２０日を経過する日又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金実績報告書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

⑴　補助金精算調書

⑵　土砂災害危険住宅の除却後の写真（土砂災害危険住宅を存置した場合にあっては住居としての利用ができない状態にしたことを示す写真、除却延期住宅除却誓約書を提出している場合にあっては被災直後の写真）

⑶　移転先の住宅の位置図、配置図、平面図及び写真

⑷　移転に要した費用を証明する書類（領収書等）

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条の規定による実績報告に基づき補助金の額を確定し、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付確定通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付請求書（様式第１２号）に交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第１５条　市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１６条　市長は、補助事業者又は土地所有者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　土砂災害危険住宅の除却後の跡地又は存置した住宅について不適正な管理が判明したとき。

⑶　除却延期住宅除却誓約書の誓約内容に違反していることが判明したとき。

⑷　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第１３号）により補助事業者に通知する者とする。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

　この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成30年4月27日告示第52号）

（施行期日）

1　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の玉名市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)　の規定により玉名市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の交付を受けている事業については、旧要綱第17条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

3　この告示の施行の際現に旧要綱の規定により玉名市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の申請をされている事業で完了していないものについては、旧要綱の規定(第17条を除く。)　は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（令和2年9月30日告示第140号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経　費 | 経費の内容 |
| 住宅除却費等 | 土砂災害危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費 |
| 移転経費 | 建築確認等の手続に係る費用、登記に係る費用、火災保険加入料及び住宅の建設又は購入に附帯して要する経費 |
| 賃貸住宅に入居する際に要する経費及び賃借料（１年間分に限る。） |
| 住宅の建設費、購入費等 | 新たに住宅の建設又は購入をする際に要する経費 |
| 移転先の土地購入に要する経費 |
| 空き家等の改修に要する経費 |
| 土地の調査費 | 熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業の適用に関する検討に必要ながけの状況の調査資料作成のための経費 |